

宮城の将来ビジョン推進本部設置要綱等の一部改正（案）

1 宮城の将来ビジョン推進本部設置要綱の一部改正

【主な改正内容】

- (1) 新・宮城の将来ビジョンを策定し，宮城県地方創生総合戦略が統合されたため，「宮城の将来ビジョン推進本部」に「宮城県地方創生推進本部」の所掌事務を含め，統合することとするもの。
- (2) その他，規定の整理

2 政策・財政会議の設置及び運営に関する要綱の一部改正

【主な改正内容】

- (1) 議長（知事）に事故あるときは副知事がその職務を代理することとするもの。
- (2) その他，規定の整理

宮城の将来ビジョン推進本部設置要綱の一部を改正する要綱（案）

宮城の将来ビジョン推進本部設置要綱（平成19年4月3日施行）の一部を次のように改正する

改正後（新）	改正前（旧）												
<p>第1（略）</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2 推進本部は、次に掲げる事項について審議決定し、その実施を推進する。</p> <p>（1）ビジョン及び実施計画の進行管理に関すること。</p> <p>（2）ビジョン実現のために必要な取組の検討に関すること。</p> <p><u>（3）地方人口ビジョンに関すること。</u></p> <p><u>（4）地方版総合戦略に関すること。</u></p> <p><u>（5）前4号に掲げるもののほか、</u>ビジョン推進に必要な事項に関すること。</p> <p>第3～第8（略）</p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2（第5関係）</p> <table border="1" data-bbox="203 751 1111 1287"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹事長</td> <td><u>企画部長</u></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>総務部副部長 復興・危機管理部副部長 <u>企画部副部長</u> 環境生活部副部長 保健福祉部副部長 経済商工観光部副部長 農政部副部長 水産林政部副部長 土木部副部長 企業局副局長 副教育長 警察本部参事官</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	幹事長	<u>企画部長</u>	幹事	総務部副部長 復興・危機管理部副部長 <u>企画部副部長</u> 環境生活部副部長 保健福祉部副部長 経済商工観光部副部長 農政部副部長 水産林政部副部長 土木部副部長 企業局副局長 副教育長 警察本部参事官	<p>第1（略）</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2 推進本部は、次に掲げる事項について審議決定し、その実施を推進する。</p> <p>（1）ビジョン及び実施計画の進行管理に関すること。</p> <p>（2）ビジョン実現のために必要な取組の検討に関すること。</p> <hr/> <p><u>（3）前2号に掲げるもののほか、</u>ビジョン推進に必要な事項に関すること。</p> <p>第3～第8（略）</p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2（第5関係）</p> <table border="1" data-bbox="1196 751 2103 1287"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹事長</td> <td>企画部<u>副部長</u></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>総務部副部長 復興・危機管理部副部長 <hr/>環境生活部副部長 保健福祉部副部長 経済商工観光部副部長 農政部副部長 水産林政部副部長 土木部副部長 企業局副局長 副教育長 警察本部参事官</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	幹事長	企画部 <u>副部長</u>	幹事	総務部副部長 復興・危機管理部副部長 <hr/> 環境生活部副部長 保健福祉部副部長 経済商工観光部副部長 農政部副部長 水産林政部副部長 土木部副部長 企業局副局長 副教育長 警察本部参事官
区分	職名												
幹事長	<u>企画部長</u>												
幹事	総務部副部長 復興・危機管理部副部長 <u>企画部副部長</u> 環境生活部副部長 保健福祉部副部長 経済商工観光部副部長 農政部副部長 水産林政部副部長 土木部副部長 企業局副局長 副教育長 警察本部参事官												
区分	職名												
幹事長	企画部 <u>副部長</u>												
幹事	総務部副部長 復興・危機管理部副部長 <hr/> 環境生活部副部長 保健福祉部副部長 経済商工観光部副部長 農政部副部長 水産林政部副部長 土木部副部長 企業局副局長 副教育長 警察本部参事官												

附 則

1 この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

2 宮城県地方創生推進本部設置要綱（平成26年11月1日施行）は、廃止する。

政策・財政会議の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

政策・財政会議の設置及び運営に関する要綱（平成15年5月30日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 政策・財政会議は、知事が招集し、その議長となる。</p> <p>2 副知事は、政策・財政会議の運営について、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（幹事会）</p> <p>第6条 第4条第2項の規定により指示又は協議のあった事項についてあらかじめ整理するため、政策・財政会議に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、企画部長の主宰の下に、総務部副部長、企画部副部長及び審議事項に関係のある部の副部長をもって構成する。</p> <p>3 企画部長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員として、副教育長、警察本部参事官又は企業局副局長の出席を求めることができる。</p> <p>第7条から第9条まで（略）</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 政策・財政会議は、知事が招集し、その議長となる。</p> <p>2 副知事は、政策・財政会議の運営について、議長を補佐するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（幹事会）</p> <p>第6条 第4条第2項の規定により指示又は協議のあった事項についてあらかじめ整理するため、政策・財政会議に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、企画部副部長の主宰の下に、総務部副部長及び審議事項に関係のある部の副部長をもって構成する。</p> <p>3 企画部副部長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員として、副教育長、警察本部参事官又は企業局副局長の出席を求めることができる。</p> <p>第7条から第9条まで（略）</p>

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。